



# KPMG Insight

KPMG Newsletter

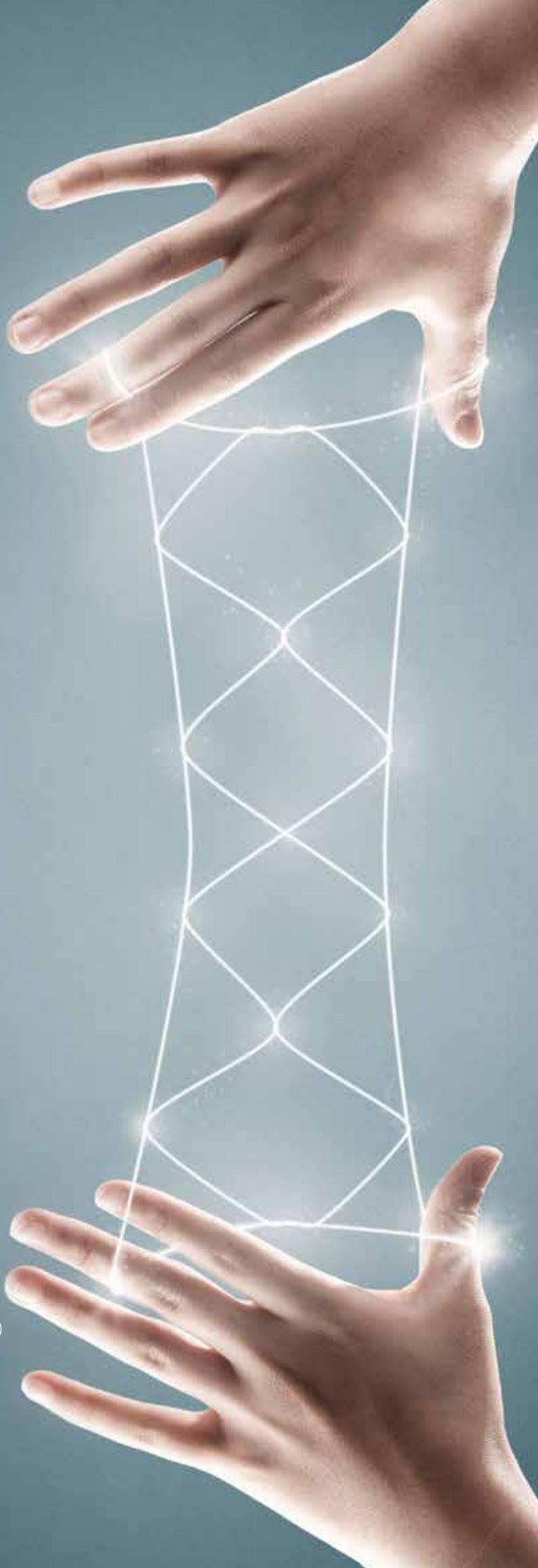
Vol. 39

November 2019

【海外 Topic ②】

オーストラリア2019/20年度連邦予算案（税制部分）  
および直近のオーストラリア税務動向

[home.kpmg/jp/kpmg-insight](http://home.kpmg/jp/kpmg-insight)



# オーストラリア 2019/20年度連邦予算案 (税制部分) および直近のオーストラリア税務動向

## KPMG税理士法人

パートナー 吉岡 伸朗

## KPMGオーストラリア

ディレクター 楊 揚

シニアマネジャー 都丸 亮太

モリソン政権下での初めての連邦予算案の発表は、2019年5月に実施された連邦議会総選挙を見据え、例年よりも1ヵ月早い2019年4月2日に行われました。今回の連邦予算案では、12年ぶりの財政黒字化（71億豪ドルの財政黒字化を2019-20年度に達成）を見込むとともに、昨年に引き続き大型のインフラ投資にコミットする内容となっています。当初政権交代の可能性が囁かれていましたが、後述の個人所得税の減税等もあり、保守連合が政権を維持したため、本稿では、4月に発表された2019年連邦予算案に関する税務論点のうち主たる内容およびその法制化の状況について概説します。税制の観点からは、今回の連邦予算案でも昨年に引き続き日系企業・駐在員等に影響がある大きな改正案の提示はありませんでした。なお、本稿は国際税務研究会 月刊「国際税務」の2019年9月号に掲載された記事を基にしたものです。本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

### 【ポイント】

- 2019年連邦予算案では日系企業に影響のある大きな改正案の提示はなかった。本邦タックスハイブン対策税制上の懸念事項であった大企業向け豪州の法人税率の引き下げ法案は、与党の政策から除外されたため、豪州子会社が本邦タックスハイブン対策税制の対象となる機会は限定的であると推測される。
- 連邦予算案により個人への減税等が施行されており、豪州のマーケットに依存している日系企業にとっては、消費の活性化による間接的なベネフィットの享受が中長期的にあるものと推測される。
- 豪州売上トップ1,100の大企業向けの税務ガバナンス体制のレビュー（豪州税務当局が企業の税務リスクのレーティングをするために行う税務調査の前段階の企業調査）が実施中であり、対象となる企業で未準備の企業は、早急に対応を進めることが推奨される。



吉岡 伸朗  
よしおか のぶあき



楊 揚  
ヤン ヤン



都丸 亮太  
とまる りょうた



## I. 個人税制

今回の連邦予算案では、個人所得税の実効税率の段階的な引き下げおよび低中所得者層向け税額控除の増額により個人の税負担を軽減することが提案され、該当の法案は2019年7月4日に議会を通過し、7月5日にRoyal Assentを受け、既に施行されています。具体的には、下記のとおり実施されます。

- 2018-19年度から、低中所得税額控除 (Low and Middle Income Tax Offset、改正前は年間最大530豪ドル) が年間最大1,080豪ドルに増額された。2022-23年度から、低所得者税額控除 (Low Income Tax Offset、改正前は年間最大645豪ドル) が年間最大700豪ドルに増額される。
- 2022-23年度から、19%の税率が適用される所得区分の上限値が、改正前の41,000豪ドルから45,000豪ドルに引き上げられる。
- 2024-25年度から、新たに30%の税率が適用される所得区分 (45,000豪ドル超200,000豪ドル以下) を設け、32.5%および37%の税率を廃止し、45%の税率が適用される所得区分を200,000豪ドル超とする。

これらを表で示したものが図表1となります。

図表1 個人所得税の実効税率の段階的引き下げおよび低中所得者層向け税額控除の増額 (改正後の税率表)

Rate (%)	2018-22 4年間 所得区分 (豪ドル)	2022-2024 2年間 所得区分 (豪ドル)	2024-25以降 所得区分 (豪ドル)
0%	0-18,200	0-18,200	0-18,200
19%	18,201-37,000	18,201-45,000	18,201-45,000
30%	—	—	45,001-200,000
32.5%	37,001-90,000	45,001-120,000	—
37%	90,001-180,000	120,001-180,000	—
45%	>180,000	>180,000	>200,000
低中所得税額控除	Up to 1,080	—	—
低所得者税額控除	Up to 445	Up to 700	Up to 700

\* 上記図中にメディケアレブリーの2%は含まれていない。

## II. ビジネス税制

### 1. 中小企業に適用される法人税率の引き下げ

連邦政府は、従来から提案していた大企業を含めた税率引き下

げ法案が上院で否決されたため、今回の連邦予算案に当該法案を含めませんでした。会社の合計年間総収入額 (Annual Aggregated Turnover) が50百万豪ドル未満の企業に適用される法人税率は、2018-19年度から27.5%、2021-22年度には25%に引き下げられます (当初予定から5年間の前倒しとなり、当該法律は2018年10月に施行済みです)。なお、合計年間総収入額は、日本を含む海外の親会社等の売上等を含むため、多くの在豪日系企業の合計年間総収入額は50百万豪ドル以上となり、通常の法人税率である30%が引き続き適用されるものと考えられます (図表2参照)。

図表2 合計年間総収入額が50百万豪ドル未満の場合の法人税率の引き下げ (中小企業向け)

課税年度	改正前の法人税率	改正後の法人税率
2019-20	27.5%	27.5%
2020-21	27.5%	27.5%
2021-22	27.5%	25%
2022-23	27.5%	25%
2023-24	27.5%	25%
2024-25	27%	25%
2025-26	26%	25%
2026-27	25%	25%

### 2. 租税回避タスクフォースへの追加予算10億豪ドル

2016-17年度の連邦予算案で豪州税務当局 (以下「ATO」という) に設置された租税回避タスクフォースに対して、今回の連邦予算案において追加で10億豪ドルの予算が割り当てられることとなりました。租税回避タスクフォースは、過去の予算割当てにより、種々の大企業向け租税回避防止規定を執行してきましたが、今回の追加予算では、これらの租税回避防止規定に加え、後述のハイブリッド・ミスマッチ防止規定の執行等により税率を上げることを目的としていると予想されます。

## III. 豪州税務動向 (連邦予算案以外の需要論点)

昨年に引き続き、今回の連邦予算案でも日系企業に影響する税務論点は限定的です。連邦予算案以外で日系企業に影響がある、最近の豪州の税務動向を併せて概説します。

### 1. ATOによる税務ガバナンスレビューの実施状況

2019年3月にATOが発行したレポートによると、2017年から開始されたTop 1,100の企業 (豪州での売上金額が250百万豪ドル超/日系企業の豪州子会社を含む) に対する税務ガバナンスレビューに

より、約300件のレビューが実施され、レーティング結果が公表されました(図表3参照)。

本レビューは、税務調査という位置付けではないものの、税務ガバナンス体制、重要な取引、ATOが公表している税務リスクが高いとされる取引、過去の会計処理と税務処理の差異などに係る大量の資料の提供やATOとの質疑対応などが求められ、企業へ多大な負担が強いられます。豪州での売上金額が250百万豪ドル超の在豪子会社を有する日系企業は、高～中のレーティングを得るために、ATOからのレビュー実施の通知の有無にかかわらず、早い段階で事前準備を開始することが推奨されます。

図表3 ATOによる税務ガバナンスレビューの中間報告

レーティング (ガバナンスの 程度の評価)	企業 分布	レーティングの意味合い
高 (High)	31%	ATOは、レビューの対象となった年度に関して納税者が適正な税額を納税していたことにつき、確信を得た。納税者は、新たな留意事項が確認されない限り、レビュー対象年度に関して再度ATOから連絡を受ける可能性は限定的である。
中 (Medium)	52%	ATOは、納税者のレビューの対象となった年度の納税額の適正性に関して、全てではないが一定の確信を得た。確信が得られていない箇所については、ATOが適正な税額を納税していたことにつきATOが確信を得るために、さらなる証拠や分析が要求されることになる。
低 (Low)	17%	ATOは、納税者の税務コンプライアンスおよびレビュー対象年度の納税額に関して特定の懸念事項を有している。ATOは、納税者との間で特定の懸念事項の解決を試みるが、直ちに税務調査が実施される場合も想定される。

出典：“Top 1,000 Tax Performance Program(income tax)” Findings Report, March 2019  
[https://www.ato.gov.au/uploadedFiles/Content/LB\\_1/downloads/Top\\_1000\\_Findings\\_Report.pdf](https://www.ato.gov.au/uploadedFiles/Content/LB_1/downloads/Top_1000_Findings_Report.pdf)

## 2. 豪州販売会社の利益率水準に関するATOガイダンス (PCG2019/01)

ATOは、豪州の販売会社を対象として、業種および利益率水準に応じたリスクゾーンを設定し、リスクゾーンごとに異なるコンプライアンス管理手法を導入するガイダンスを発表しました。

対象となる販売会社は、豪州国外の関連者から輸入した商品および製品を再販売する会社、または、豪州国外の関連者により保有される知的財産を使用して豪州でデジタル製品・デジタルサービスの販売・提供を行っている会社です。

ガイダンスでは、販売会社の業種を、ライフサイエンス、情報通信技術 (ICT)、自動車、およびその他すべての業種の4つに区分し、各業種において、一定の利益率水準ごとに高リスク、中リスクおよ

び低リスクのリスクゾーンを設定しています。リスクゾーンに応じたATOのコンプライアンス管理手法は、以下のとおりです(図表4参照)。

図表4 豪州販売会社の利益率水準に応じたリスク区分に当てはまる各企業への、ATOのコンプライアンス管理手法

リスクゾーン	ATOのコンプライアンス管理手法
低リスク (Low)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ATOは、納税者の移転価格結果のレビューに人員を配分しない。</li> <li>納税者は、簡易的ユニラテラルAPA(“pre-qualified” APA)の申請が可能である。</li> </ul>
中リスク (Medium)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ATOは、利用可能なデータを使用し、納税者の移転価格結果をモニタリングする。</li> <li>ATOは、さらなる人員を割り当てるかを決める前に、納税者の状況をよく理解するための問い合わせを行う可能性がある。</li> <li>納税者は、簡易的ユニラテラルAPA(“pre-qualified” APA)の申請が可能であるが、申請にあたり過去年度の移転価格結果のレビューを受ける可能性がある。</li> </ul>
高リスク (High)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ATOは、納税者に自己の移転価格ポリシーのレビュー実施を推奨する。</li> <li>ATOは、当年度を含め過去3年以上にわたり損失ポジションとなっている納税者について、優先的にレビューを行う。</li> <li>納税者は、APAの申請は可能であるが、簡易的なユニラテラルAPA(“pre-qualified” APA)の申請はできない。</li> </ul>

出典：Practical Compliance Guideline 2019/1 “Transfer pricing issues related to inbound distribution arrangements”  
<https://www.ato.gov.au/law/view/document?DocID=COG/PCG20191/NAT/ATO/00001>

## 3. ハイブリッド・ミスマッチ防止規定

各国の税制の隙間や抜け穴を利用した多国籍企業の過度な節税に対処するために進められた税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting: BEPS) 行動計画において、ハイブリッド・ミスマッチ効果の無効化に関する勧告が行われ、豪州では、2018年8月24日にハイブリッド・ミスマッチ規定が法制化され、原則として2019年1月1日以降に開始する事業年度から適用されています。

### (1) “ハイブリッド・ミスマッチ”効果とは

ハイブリッド・ミスマッチ効果には、大別して金融商品や事業体に対する複数国間での税務上の取り扱いの差異 (ハイブリッド・ミスマッチ) を利用した、単一の支出に対する複数国での二重損金算入効果 (Deduction/Deduction (D/D) ミスマッチ) と、受領国での益金算入を伴わない支払国での損金算入 (Deduction/non-inclusion (D/NI) ミスマッチ) があります。豪州でよく見られるハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの例として、下記2つが挙げられます。

- **D/NI効果**:償還優先株式(MRPS):豪州で負債と分類され、分配が利息として損金算入されるが、相手国では資本扱いとなり、分配が配当として益金不算入となる。
- **D/D効果**:米国パートナーシップまたは豪州リミテッド・パートナーシップストラクチャーを利用した、単一の支出に対する二重損金算入

## (2) ハイブリッド・ミスマッチ防止規定の概要

### <制限対象>

豪州のハイブリッド・ミスマッチ規定は、以下の6タイプのハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントを対象としています。

- ハイブリッド金融商品(hybrid financial instrument mismatch); Subdivision 832-C
- ハイブリッド支払者が行う無視される支払(hybrid payer mismatch); Subdivision 832-D
- リバースハイブリッドに対する支払(reverse hybrid mismatch); Subdivision 832-E
- 支店ハイブリッド(branch hybrid mismatch); Subdivision 832-F
- 双方居住者が行う損金算入可能な支払(deducting hybrid mismatch); Subdivision 832-G
- 輸入されたミスマッチ・アレンジメント(imported hybrid mismatch); Subdivision 832-H

そのほかに、Financing Integrity規定(Subdivision 832-J)が存在し、この規定では、関連者が行う金融取引において、その取引の主要目的が支払いの損金算入と受領側での非課税または10%以下の課税等と合理的に結論付けられる状況であることなどの一定条件を満たせば、下記の両方に該当する「貸し手」に支払う利息が損金不算入とされます。

- 最終的な貸し手と借り手の間に介在する者であること
- 当該介在者である貸し手の所得が、まったく課税されない、もしくは10%以下の税率で課税される(例:ケイマン諸島)、または国外所得を課税しない制度が適用される(例:香港)こと

上記「貸し手」とみなされないためには、下記要件のうち、どれか1つを満たす必要があります。

- このスキームの主要目的(principal purpose)が租税回避ではなく、その他事業上の目的および経済的合理性があると立証できること
- 介在する貸し手ではなく、最終貸し手に直接に利息を支払うと仮定した場合において、この利息に係る税金コストの総額が、

実際のスキームの下での税金コストの総額と同じ、または、それより少ないこと

- c. この融資スキームに係る利息収入は、豪州の外国子会社合算課税制度(CFCルール)により、豪州の課税所得に合算されること

### (3) 豪州のハイブリッド・ミスマッチ規定に関する留意点

豪州の規定は、OECDモデル条約で推奨された規定よりも、複雑かつ広範な内容となっており、ほとんどのケースにおいて、豪州における損金算入の否認により、ミスマッチ・アレンジメントの効果は無効化されます。その損金算入は、利息のみならず、ロイヤリティ、管理費、棚卸資産のコストなど広範な支払項目に適用されます。

さらに、たとえ豪州法人が直接ハイブリッドアレンジメントの一員でなくても、サプライチェーンの川上にハイブリッド・アレンジメント(アップストリーム・ミスマッチ)が存在する場合は、豪州における損金算入が否認される規定も導入されています。当該アップストリーム・ミスマッチは、複雑で広範に適用されます。このように、豪州の規定は、OECD勧告よりも厳格であるため、該当の支払い等がある場合、適用の有無について検討を行うことが推奨されます。

KPMGオーストラリアのウェブサイトでは、オーストラリアにおけるビジネスや税務会計等に係る最新情報を紹介しています。

[www.kpmg.com/jp/ja/home/services/global-japanese-practice/asia-pacific/australia.html](http://www.kpmg.com/jp/ja/home/services/global-japanese-practice/asia-pacific/australia.html)

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG税理士法人  
パートナー 吉岡 伸朗  
TEL: 03-6229-8052 (直通電話)  
nobuaki.yoshioka@jp.kpmg.com

KPMGオーストラリア  
ディレクター 楊 揚  
TEL: +61 2 9455 9623 (直通電話)  
yyang6@kpmg.com.au

KPMGオーストラリア  
シニアマネジャー 都丸 亮太  
TEL: +61 3 8663 8249 (直通電話)  
rtomaru1@kpmg.com.au

## KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.